

3月吉日

会員各位

愛知県歯科技工士連盟

会長 久野 富雄

理事長 鈴木 永吉

## 2018年統一地方選挙

### 愛知県歯科技工士連盟 候補者推薦のガイドライン

- ・2018年3月15日「診療報酬の算定方法の1部を改正する件」として厚生労働省告示第四十三号が発令され、歯科診療報酬の点数表が改正された。その中で歯科技工に最も関わりが深い「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の通則(1～9)の5において「5 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用、及び制作管理に要する費用が含まれ、その割合は製作技工に要する費用がおおむね100分の70、制作管理に要する費用がおおむね100分の30である。」とされた。この国の指針を遵守しようとする活動を理解し、推進していただける候補者であること。
- ・平成30年度「愛知県歯科技工士連盟要望書」を理解し、推進いただける候補者であること。
- ・推薦状の発行は、選挙区に係る、地区内の合意のもと地区長からの依頼を基本として書面にて受け付けることとし、推薦候補の選挙運動支援を当該地区会員が中心に行うことができることが条件となる。

## 愛知県歯科技工士連盟要望書

愛知県歯科技工士会は市民、県民、国民に安全で安心な歯科補綴物を安定供給することが責務であり、その目的を遂行できる環境を整えることが活動の基本であります。その第一歩が関係法規の遵守であり、現在、会を挙げて取り組んでいます。最も多く国民に補綴物を提供しているのは自営開業をしている歯科技工所であると厚生労働省の統計が表して居ります。県議等の協力を得、開設歯科技工所の一覧をここ数年作成し精査し、識別番号を付与させていただきました。現在、歯科技工士法に則り届けられた開設届けであるにも係わらず多々不備な項目が明らかになりました。この事を踏まえ県議員団より国に要望をしていただいています。ご高配の程よろしく賜りたいと思います。

### 国への要望

1. 歯科技工物の委託責任と受託資格の定義が定かでないので明確にして頂きたい。  
歯科技工業務は、歯科医師の医療行為に対し著しい影響を与える業務であるが、歯科医師法等関連法令に歯科技工業務を委託する際の定義が定められていない。ついては、歯科医師法等関連法令に 歯科技工の業務を委託する際の定義を定めていただきたい。歯科技工指示書の交付義務、歯科技工士免許、歯科技工所開設届けの歯科医師による確認義務など。
2. 開設技工所調査一覧の左端の開設技工所番号(愛知県歯科技工士会発案)を付与することで全国的に統一され監督、整理がしやすくなると考えます。開設技工所を国が一元管理し歯科医師、その他関係者が容易に閲覧して確認が出来るようにすることは医療の安全性を確保する為に必要です。しかし、現在この統一番号は根拠法がなく行政では手がつけれられません。法律の整備をお願いいたします。  
※因みに昨年4月の保険点数改正においてCAD/CAM冠という治療方法が新設されました。算定要件(診療所が国に保険点数を請求する条件)として施設基準(一定の設備が設置されていること)を定めています。その中に施設基準を満たす歯科技工所との連携が認められていて厚生局に歯科技工所名を届けることとなっていますがその歯科技工所が実在する施設であるかどうか証明する資料の添付などいっさい必要とされていません。国は算定基準について厳しく規定しておきながら歯科技工所の管理については全く無関心となっていて算定基準そのものがザルのように無意味になっています。
3. 歯科補綴物のトレーサビリティが言われる中、現状では完全なトレースは不可能で 制度自体の信用性がなくなります。開設届けを整理する為にも今一度、全国の技工所が再届けをするよう行政に提案いたします。
4. 保険治療における歯科技工物は国によって製作点数(価格)が決められているが、患者は診療所ごとに価格の違う歯科技工物が装着されることを知らされていない。歯科技工物は市場原理の行きすぎにより大きな価格差が生まれているがその利益は患者に還元される仕組みにならず、患者にとって大きな不利益となっている。まずは患者が自らに装着される歯科技工物が、何処の、誰が、何を使って、どのように、いくらのものかを知る権利を主張した場合、情報が開示されるよう制度を整備して頂きたい。トレーサビリティとは患者の為のものでなくてはならないと考えます。
5. 平成 30 年厚生労働事業予算の「歯科技工士養成施設活性化事業」に伴う愛知県下歯科技工士専門学校及び職業団体連絡協議会設立への助成

#### 目的

愛知県の歯科技工士学校(現在3校)においては、ここ数年にわたり入学定員割れが続いています。今後もこの様な事態が継続する事になればみるみるうちに現役歯科技工士数が減少する

事となり、県民に対し、歯科治療に伴う歯科補綴物が供給出来なくなる可能性は非常に大きいです。また近隣県においては歯科技工士専門学校が閉鎖されたため、せっかく愛知県の学校に入学されても卒業後は帰県（帰郷）される事がほとんどです。そのため、多数の県民を抱える愛知県においてはこれから必要とされる卒業者数には遠くおよんでいません。

また、卒後5年間における離職率が70%以上と言われているこの業界では、給与・福利厚生等を含めた労働環境改善に対する職業団体としての自助努力は当然の事ながら、他方で高等学校在学中の学生などに対し広報活動を行うなど、「離職防止活動・入学者数増加を促進する事」を達成するための助成金をお願いしたいと考えます。

## 6. 就労支援・再雇用のための技工士就労バンク設立への助成

### 目的

これから加速していくと危惧する慢性的歯科技工士不足の状態を少しでも改善するために、資格保有者の再就労事業として就労バンクを設立するための助成金の検討をお願いします。歯科技工士養成施設への入学者数の減少は前述の通りですが、その学生の半数以上を女性が占める時代になって来ています。それに伴い、就業された後も結婚・出産などの事情により離職する方々も多くなって来ているのも確かです。

歯科業界においてもコンピューターを駆使し、データプログラミングなどによる歯科技工士の労働環境が整いつつある現在において、一度離職された歯科技工士（特に女性技工士）が再就職しやすい環境にもあります。「女性活躍社会の事業を本会においても展開し有資格者を登録するシステム作りを行いたい」と検討中です。結果、その積み重ねが歯科技工士不足解消の一助となるのではと考えます。

## 県への要望

1. 愛知県歯科技工士会の発案で開始された開設技工所調査一覧は日本歯科技工士会が理解をして、現在全国規模の活動となっています。顧問団のご協力の下、この調査は可能になり現在に至りました。私ども法人でも費用を懸け開設技工所調査一覧を数年間作成致し全国をリードし完成させました。今後は県行政で愛知県歯科技工士会作成の開設技工所一覧の管理、監督をお願いいたします。
2. 愛知県下の各保険所での届出証明等の様式、費用が異なるので会員の指導に困惑しております。県下統一になることを要望いたします。県条例整備をお願い致します。
3. 自然災害等で損害を受けた歯科技工所を公的支援対象化  
個人事業者の多い歯科技工所は自然災害等で損壊した場合に個人による民間保険制度に頼る以外に再建できない。しかし歯科技工所は特殊な業態として対応する民間保険会社が多数をしめその損害保険掛け金も高額となり、歯科技工所の経営から考えると負担が大きい。安定供給が必要な歯科補綴装置を作製する歯科技工所にも公的支援をお願い致します。
4. 介護歯科医療に於ける歯科技工士の補助制度の認可  
多くの介護施設において入所者の口腔ケアの必要性を認識し始めた中、歯科補綴装置を製作する歯科技工士が関与することができない。介護歯科診療に歯科技工士が直接患者の口腔の改善に関与できる環境を許可いただきたい。
5. 少子化や経済不況下においても、資質の高い歯科技工士を安定的に確保し、養成するため、歯科技工士等修学資金貸与事業、歯科技工士等養成所運営事業に対する補助金制度の創設を要望する。また、歯科技工士の資格を持ちながら仕事をしていない有資格者に復職支援をするためのベースとなる人材バンク設立に助成をお願いします。

6. 平成 30 年厚生労働事業予算の「歯科技工士養成施設活性化事業」に伴う愛知県下歯科技工士専門学校及び職業団体連絡協議会設立への助成

目的

愛知県の歯科技工士学校（現在 3 校）においては、ここ数年にわたり入学定員割れが続いています。今後もこのような事態が継続する事になればみるみるうちに現役歯科技工士数が減少する事となり、県民に対し、歯科治療に伴う歯科補綴物が供給出来なくなる可能性は非常に大きいです。また近隣県においては歯科技工士専門学校が閉鎖されたため、せっかく愛知県の学校に入学されても卒業後は帰県（帰郷）される事がほとんどです。そのため、多数の県民を抱える愛知県においてはこれから必要とされる卒業者数には遠くおよんでいません。

また、卒後 5 年間に於ける離職率が 70%以上と言われているこの業界では、給与・福利厚生等を含めた労働環境改善に対する職業団体としての自助努力は当然の事ながら、他方で高等学校在学中の学生などに対し広報活動を行うなど、「離職防止活動・入学者数増加を促進する事」を達成するための助成金をお願いしたいと考えます。

7. 就労支援・再雇用のための技工士就労バンク設立への助成

目的

これから加速していくと危惧する慢性的歯科技工士不足の状態を少しでも改善するために、資格保有者の再就労事業として就労バンクを設立するための助成金の検討をお願いします。歯科技工士養成施設への入学者数の減少は前述の通りですが、その学生の半数以上を女性が占める時代になって来ています。それに伴い、就業された後も結婚・出産などの事情により離職する方々も多くなって来ているのも確かです。

歯科業界においてもコンピューターを駆使し、データプログラミングなどによる歯科技工士の労働環境が整いつつある現在において、一度離職された歯科技工士（特に女性技工士）が再就職しやすい環境にもあります。「女性活躍社会の事業を本会においても展開し有資格者を登録するシステム作りを行いたい」と検討中です。結果、その積み重ねが歯科技工士不足解消の一助となるのではと考えます。

8. 愛知県における開設歯科技工所は、約 1,500 件ですが当会に入会している技工所は 400 件余りです。入会率わずか 27%です。厚労省からの通達文書は県を経由して当会に来ますが大多数の技工所は全く厚労省の通達が届いていません。その現状を県は認識されているのでしょうか？私たちは年 1 回の管理者講習会を開催していますが業界のために歯科医療のためにすべて私たちの会費の中から未入会の技工所に印刷物を送付し国、県の通達を伝える度力を惜しんでおりません。未入会技工所は国や県の通達を知る由もなく業を営んでも今のところ何ら不利益を生じません。ましてや未入会であることは多数派となっているのですから、業界に周知すべく努力は県が行わざるを得ません。私たちは県行政のお手伝いをすることはやぶさかではありませんし、むしろ委託されたいと思っています。そのようなことが会の意義が高まり入会率が高まるものと考えます。県は私達の会の入会率が高まるような助成をしてください。

9. 当会は、健康福祉に係る公益事業を多く抱えて県民のお役に立てるよう邁進しております。県からの補助金助成をお願いいたします。